

おおだいら

第115号

発行自治会
大平自治会
池田 聡
基本方針
親睦 福祉 増進
安全安心の
地域づくり
4月末現在
1,081世帯

平成29年度大平自治会 総会を開催しました

総会への提出事案は次のとおりです。

【報告】

- 第一号「大平会館管理運営規定の改正」
- 第二号「大平会館使用規則の改正」
- 第三号「平成二十八年度大平自治会事業報告及び歳入歳出決算」
- 第四号「平成二十八年度大平会館事業報告及び歳入歳出決算」
- 第五号「平成二十八年度社会福祉協議会大平支部事業報告及び歳入歳出決算」
- 第六号「平成二十八年度大平自主防災会事業報告及び歳入歳出決算」
- 第七号「積立金について」
- 第八号「会計監査報告」

【議案】

- 第一号「大平自治会個人情報取扱規約の制定」
- 第二号「平成二十九年度大平自治会事業計画及び歳入歳出予算」
- 第三号「平成二十九年度大平会館事業計画及び歳入歳出予算」
- 第四号「平成二十九年度社会福祉協議会大平支部事業計画及び歳入歳出予算」
- 第五号「平成二十九年度大平自主防災会事業計画及び歳入歳出予算」
- 第六号「役員の選任」

四月二日（日）午前十時より大平会館で平成二十九年度大平自治会総会を開催しました。

総会出席者は、構成員百二十三名中百二名で、大平自治会規約第十二条第一項の規定の総会定足数を満たしました。総会では開会宣言の後、池田会長のあいさつ、来賓の本田源基ひたかな市長、海野透眞議員及び大内聖仁市議会議員の祝辞があり、一中地区地域のふれあいを広める会の坂井久彦会長、自治会の宮津秀一及び権瓶宏顧問の紹介がありました。

その後、議長選出と議事録書名人の指名が行われ、議長には高橋弘さん、議事録書名人には、西野光信さんと清水秀男さんが指名されました。次に、議事の審議が行われました。案件は、上記のとおりです。

審議の結果は、報告事項はすべて承認され、議案はすべて原案通り議決されました。なお、平成二十九年度大平

自治会の運営方針（抄）は次のとおりです。

【基本方針】

平成二十九年度の大平自治会の運営については、「自治会員の皆様の絆や助け合い」の精神のもとに、住民の親睦と福祉の増進、安心安全の地域づくりを、引き続き、着実に推進する。

このため、会員の皆様から寄せられる多くの意見、要望を踏まえ、自治会の諸課題に的確に対処するとともに、日常生活に密接に関係する取り組みを自治会として可能な限り進める。

また、事業の必要性や重要性、緊急性等を十分見極め、限られた財源のもとで、創意工夫して効率的で実効性の高い取り組みを進める。

さらに、会員の皆様には、広報紙等を活用し迅速で的確な自治会の情報を提供するとともに、多くの方が自治会活動に参加しやすい環境づくりを進める。

【重点事項】

- (一) 自治会活動への取り組み
- ① 自治会未加入者の加入促進

- ② 資源回収事業の推進
- ③ 高齢者クラブ、子供会など団体の育成と連携
- ④ 体育部会、文化部会の育成及び新部会の創設への取り組み

- ⑤ 防犯灯LED化の推進及び街路灯の設置促進
- ⑥ 道路整備など生活環境施設の整備に向けた協議調整

- ⑦ ふるさと意識の醸成
- ⑧ 広報紙の発行
- ⑨ 地域福祉への取り組み
- ⑩ 敬老会の実施
- ⑪ 一人暮らし高齢者への対応

- ⑫ 三世代交流事業の実施
- ⑬ 福祉ボランティアの育成

- (三) 防犯防災への取り組み

- ① 防災訓練の実施
- ② 災害資機材及び防災備蓄品の計画的な整備
- ③ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- ④ 家庭での「食糧・水」確保の啓発

- ⑤ 防災協力員の増員
- ⑥ 自主防犯体制の整備及び防犯パトロールの推進
- ⑦ 大平会館の適正管理
- ⑧ 会館の適切な維持管理

大平自治会個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この規約は、大平自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図ることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものをいう。
- (2) 保有個人情報 本会の役員が自治会活動の一環として作成し、又は取得した個人情報であつて、本会が保有しているものをいう。
- (3) 会員名簿等 本会の役員（会長など本部役員、班長、組長、団体代表者等）が掲載されている自治会役員名簿、各事業ごとに作成する参加者名簿、班及び組の構成員名簿、避難行動要支援者名簿などをいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 本会の個人情報を保有する者は、保有個人情報の盗難及び紛失の防止に努めるとともに、知り得た個人情報の内容を漏洩してはならない。

(周知)

第4条 本会は、この個人情報取扱規約を、総会資料又は回覧により会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、会長が「自治会加入届」、「会員カード」、「調査票」等を、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が取得する個人情報は、会員名簿等作成に必要な次の項目のうち必要最小限のもので、会員が同意する事項とする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急連絡先
- (2) 一人暮らし高齢者の支援並びに避難行動の支援活動に必要な援護の要否、協力員、支援者、緊急連絡先等
- (3) その他必要とするもので会員の同意を得た事項

(同意の取消し)

第6条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により、個別の項目又は全ての項目について同意を取消すことができる。

- 2 前項の申し出があった場合、会長は、ただちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、会員名簿等としてすでに配布しているものに対しては、削除の連絡をすることでこれに替えることができる。

「大平自治会個人情報取扱規約」を制定しました

4月2日に開催した大平自治会総会に提案し、議決いただいた「大平自治会個人情報取扱規約」について、提案理由、総会前に会員の皆様から寄せられた意見、規約をお知らせします。

【提案理由】

個人情報の取り扱いについては、これまでも慎重に行ってきたところですが、平成27年9月に個人情報保護法が改正され、本年5月30日に施行される予定となっています。

改正前は、5千人分以下の個人情報を取り扱う事業者は、法の対象外とされてきましたが、改正後は、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになっています。この事業者には、自治会等の非営利組織も該当することになっています。

改正法施行後は、自治会も「個人事業者（法第2条第5項）」として、法律に従う義務が発生することから、自治会として個人情報の収集や取り扱いの「ルール」を決めておこうというものです。

【個人情報保護法の基本的なルール】

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ○個人情報を集める前 | 「利用目的の特定」 |
| ○本人から個人情報を集めるとき | 「利用目的の通知、公表」 |
| ○個人情報を保管しているとき | 「安全管理措置、保有する個人情報の訂正等」 |
| ○第三者に提供するときのルール | 「本人の同意の取得、提供に関する記録義務等」 |

【総会前に会員の皆様から寄せられた意見 意見提出 5名】

2月16日付けで会員の皆様に回覧で「規程案（総会には議決を必要とする規約で提案しました。）」をお示しし、意見や考えをお聞きました。提出された意見等は次のとおりです。

- 「配布」→「配付」、「会員名簿」の定義づけが必要、個人情報の収集は必要最小限に
- 取得情報の「住所」を追加すべき、適正管理に「保管場所」と「方法」を追加すべき「漏洩と紛失防止」に努めることを追加、提供する場合に本人同意の文章の入れ替え
- 第4条の「個人情報の取得」に不安を感じる。
個人情報の取り扱いに主眼が置かれ、個人情報の取得は既に決まったかのように感じられる。
白紙に戻して個人情報の提出を呼び掛けるところから始めるべきと考える。
- 第1条に「漏洩防止」の追加
第6条に「利用の限定」の追加
第7条の管理で「施錠した所に管理」、「裁断機で判読不能にして廃棄」、「監査員の確認」と具体的に記載しては
- 自治会で個人情報名簿が作成されることに不安を感じる。
メリット以上にデメリットを感じてしまう。賛成できない。

以上のように、5名の方から貴重なご意見が提出されました。提案者としても会員の皆様の自治会活動への関心・意識の高さを非常に心強く感じた次第です。

当初、会員の皆様に提示した案では、会長が定め、総会の承認案件となる「規程」でお示ししましたが、会員の皆様から寄せられた意見等を踏まえ、条文を精査するとともに、総会で議決を必要とする「規約」として提案させていただきました。

個人情報については、会員の皆様の権利利益の保護を最重点にして対応してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用に限定するものとする。

- (1) 会費請求、会員管理、会議開催、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を深める活動
- (4) 安全・安心で、住みよいまちづくり活動
- (5) 敬老会、一人暮らし高齢者懇談会などの福祉活動
- (6) 避難行動要支援者の支援活動

(管理)

第8条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、保管場所、保管方法等を含め適正に管理しなければならない。

- 2 会員名簿は、配付を受けた個々の会員が適正に管理しなければならない。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第9条 個人情報は、次の場合を除き、予め本人の同意を得なければ、第三者に提供してはならない。
また、提供する個人情報は、提供する目的に応じて必要最小限のものに限るものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治会連合会、コミュニティ組織、学校等の公共公益目的の組織及び団体の活動に必要な場合
- (6) その他自治会で適当と認めた提供先

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成29年4月3日から施行する。

役員紹介

総会で役員の選任がありましたので、本年度の役員を紹介します。

会長兼館長 池田 聡

副会長 風見 保

副会長 小室 誠司

書記長 風見 保 (兼)

書記 三浦 静江

書記兼会計 長岡 明美

書記兼会計 金子 紀子 (新任)

会計 高木 正美

監事 儘田 茂樹

監事 加藤 秀樹 (新任)

顧問 宮津 秀一

顧問 権瓶 宏

本年度は、六年間会計監査を担当してきた堀江正二さんが組長就任の関連で退任され、後任の監事には副会長経験者の加藤秀樹さんが就任しました。

また、これまで会計を兼務していた三浦静江さんが書記専任となり、新たに書記兼会計として金子紀子さんが就任しました。

役員一同、大平自治会の発展と会員の皆様の福祉の向上を目指し活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。